

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」 資料

東京都キャップ&トレード制度
第2回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和7年10月17日（金曜日）9：00～11：00

目 次

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 第1回検討会での論点及び主な意見 | P3～P5 |
| 2. 第1回検討会意見への追加説明 | P6～P12 |
| 3. 改正GX推進法を踏まえた対応 | P13～P15 |

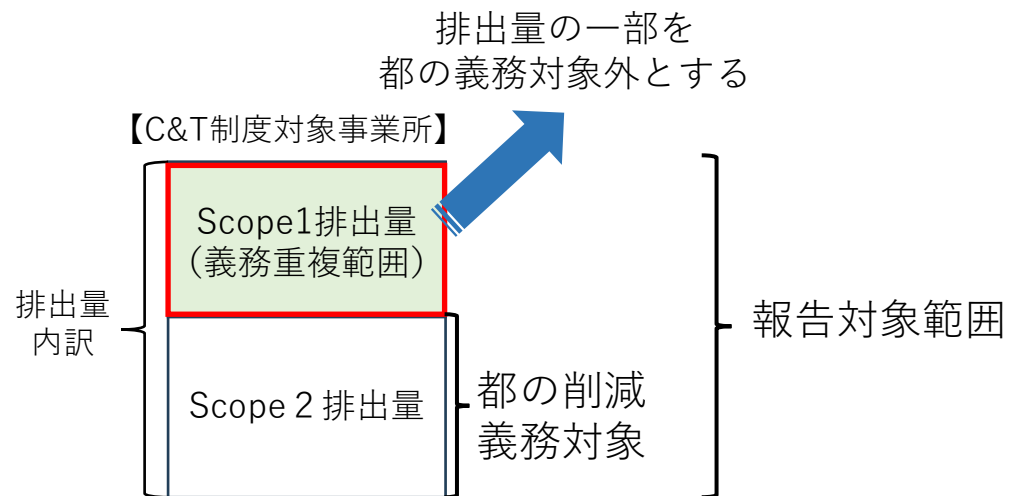
第1回検討会での論点

国制度対象事業者のCO2の**直接排出量（Scope1）**を都のC&T制度の削減義務対象外とすること、**基準排出量及び年度排出量からの除外方法**について確認いただいた。

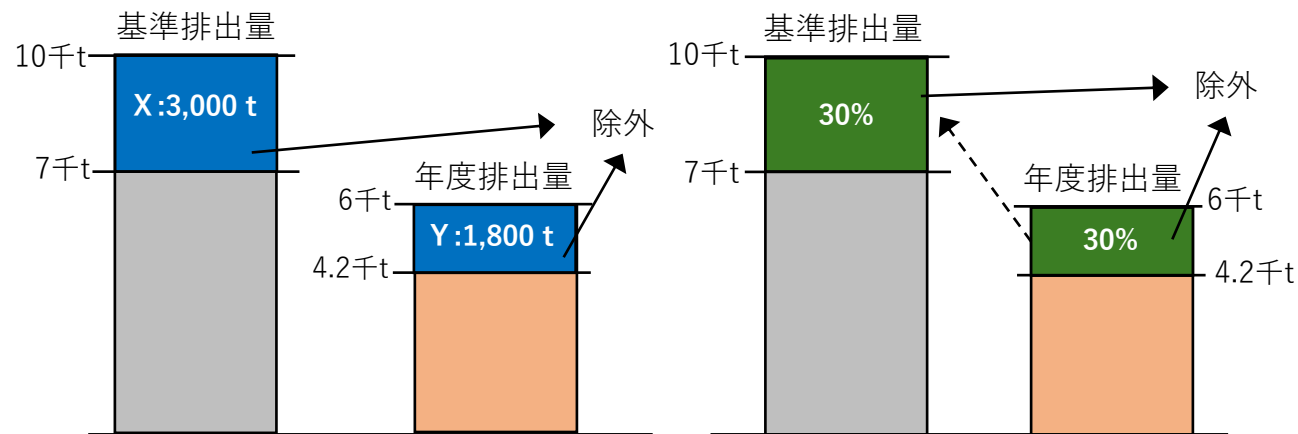
【基準排出量及び年度排出量からの除外方法】

- ◆ 国制度対象事業者の**Scope1排出量**を、都C&T制度の削減義務対象外とし、残ったScope1とScope2は、引き続き都のC&T制度の削減義務対象とする。
- ◆ 引き続き**事業所全体の排出量報告（地球温暖化対策計画書の提出）**を求める。

- ◆ 都C&T制度の削減義務の履行確認に使用する「**基準排出量**」と「**年度排出量**」それぞれから**国制度対象事業者のScope1排出量を除外**する。
- ◆ 算定時に遡ってScope1排出量を把握できる場合、原則当該排出量を除外するが、把握できない場合※には、基準排出量から各年度の国制度対象事業者のScope1排出量の割合分を差し引く。 ※基準排出量の設定に原単位を使用している場合



対象事業所の**全体**を国制度対象事業者が所有・使用している場合の例



国制度対象事業者のScope1排出量を除外する例

左図：算定時に遡って**除外**できる場合 右図：算定時に遡って**除外**できない場合

第1回検討会での主なご意見①

【都C&T制度のスタンスについて】

- 国の制度との調整を図るにあたっては、都制度の基本的なスタンスを認識していく必要がある。そのうえで、都と国の制度がいかにかみ合って、有効に国全体の排出削減が進んでいくかということを考えていくべき。
- 都の制度を今までどおり可能な限り保持することだけを目的に、最低限やらなければいけないところだけを変える発想は避けたほうがよい。都制度の意義、国内のカーボンニュートラルへの貢献等を考慮して制度内容を検討すべき。
- 受け身でどうテクニカルに調整するかではなく、今以上に都の対策の実効性をどう高めていくかという観点から、制度をどう変更していくか、調整していくかということを重要な視点として持つべき。そのうえで、Scope2の対策はしっかり強化をすることが非常に重要となる。
- 都制度の理解促進のため、実施中の制度の状況や強化しているポイント等を示した方がよい。

【国制度対象事業者のScope1排出量を除外した場合の都C&T制度への影響について】

- 都制度と国制度で重複する事業者がどういう事業者で、除外するScope1の排出構成や都の排出量に占める割合、除外することでどのような影響があるのか、いわゆる排出の実態、排出の構造に関する情報を提示してほしい。
- 熱供給事業者が含まれているのかも示してほしい。

【GX推進法の改正に伴う条例での対応について】

- 国の改正GX推進法でも実績の報告について、国の制度の下でScope1の検証を受けているはずなので、検証を受けた排出量を都に報告してもらうということはしっかりお願いをすべきである。
- 検証について、移行期（国の検証水準が低い期間）に都の検証を無くすことは悩ましいところである。どういう水準の検証を求めていくかということは検討する必要がある。
- 国と都で検証の精度が異なる可能性があるが、これは過渡的な問題であり、将来的には国も検証水準を引き上げると理解している。
- 所有者の変更によって国制度の対象になる事業者、国制度の対象外になる事業者の入れ替わりの頻度が高い場合の対応方法について検討する必要がある。
- GX推進法は、脱炭素成長型投資事業者に対する規定であり、自治体が国の制度対象外の事業者に対し、Scope1に関する規定を定めることは問題ないとする。

※第1回検討会の主な意見を抜粋（議事録全文についてはHPで公表）

都のC&T制度構築時における考え方

- 東京都の地域特性にあわせ、**CO2排出量の大きい大規模事業所の削減対策を促進**する制度として構築
- **総量削減を確実に達成**することを基本とし、**事業所の省エネ、再エネ導入を促進**する事業として制度設計

○平成20（2008）年3月東京都環境審議会「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について答申」

【東京の地域特性を踏まえた制度構築のあり方】

- 排出削減の確実な実現のため、排出実態と削減ポテンシャルを踏まえた上で、**都の特性にあった削減対策を講じることが重要**
- 都のCO2排出割合の特徴は、**生産部門である産業の割合が小さく、業務、家庭、運輸部門が大きいことである。**
- 都内の事業所数は約70万にのぼり、**全国の事業所数の1割強を占める。**
- 今後は、**CO2排出量の大きい大規模事業所**には、より積極的な削減に率先して取り組んでいくことを求めている。

【制度設計の基本的な考え方】

- 総量削減を確実に達成する仕組みとする。
- 取組の優れた事業者が評価される仕組みとする。
- 事業所自らの削減を基本とし、補完手段として排出量取引を活用する仕組みとする。
- **事業所への省エネ技術、再エネ導入を促進**することにより、環境技術、環境ビジネスの発展を促すとともに、中期的に必要な削減レベルを示すことにより、**計画的な省エネ設備投資の実施を可能とする仕組みとする。**



答申を踏まえ、平成20（2008）年6月環境確保条例を改正

＜平成22（2010）年4月＞温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を導入

産業部門に加えて、業務部門を対象とする世界初の都市型C&T制度として、事業所単位でのScope1+2の排出量削減を義務付け

C&T制度の制度実績と制度導入による効果

- 事業所ごとの排出量及び削減対策の報告により、**対象事業所の動向を把握**しながら、用途やエネルギー使用状況に応じた削減義務率の設定や、都市に多く立地する業務ビルの間接排出の削減など、**都の地域特性に応じた排出量規制を実施**
- これまでの着実な制度運営により、制度対象の**全事業所が削減義務を履行し、対象事業所全体で総量削減を達成**

▶ 制度対象事業所のCO2排出量の推移

- ・ 第一計画期間で**1,400万t**、第二計画期間で**2,200万t**の削減
- ・ 第三計画期間は、4年間で**2,100万t**の削減、2023年度時点で基準年度から**31%を削減**

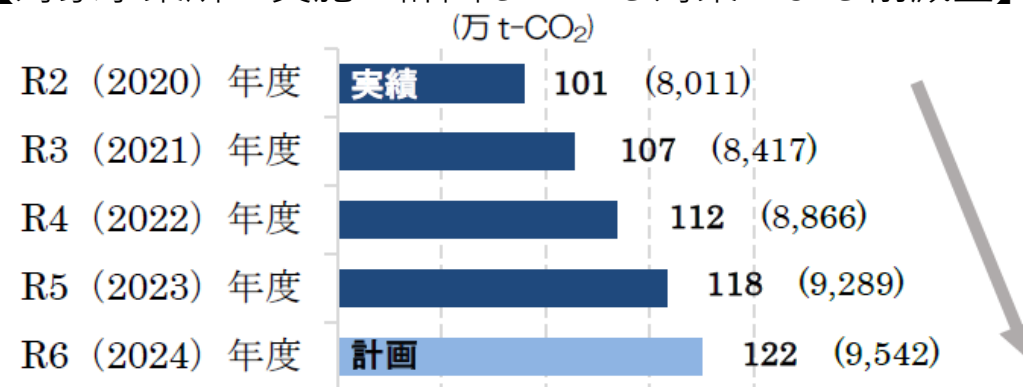
▶ 事業所の省エネ対策の実施・計画状況

- ・ 多くの事業所が**事業所単位での省エネ対策を実施**、低炭素型都市への転換に寄与

【地球温暖化対策計画書に記載された削減対策】

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
高効率熱源機器の導入	375	134,929
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	267	20,065
高効率空調機の導入	380	31,257
高効率パッケージ形空調機の導入	80	5,731
空調機の変风量システムの導入	26	4,450
外気冷房システムの導入	189	17,392
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	92	13,542
全熱交換機の導入	30	3,407
高効率ファンの導入	205	10,736
高効率照明及び省エネ制御の導入	2,051	147,482
上記以外の対策も含めた合計	9,542	1,220,259

【対象事業所が実施・計画している対策による削減量】



※ ()内は対策数

※ 令和7年2月12日時点の集計値

C&T制度の第四計画期間の強化内容

- 省エネでの削減目標から省エネと再エネ利用による排出量削減の目標となるように、**削減義務率を27%から50%へ変更**
- 需要側からのCO2削減に加え、供給側の再エネ導入等によるCO2削減をより 効果的かつ、実態に合うものにするため、**電気・熱・都市ガスの排出量算定に使用する排出係数を「実排出係数」へ変更**
- 再エネ利用の促進を図るため、**オンサイト・オフサイト再エネ、再エネ由来の証書によるCO2削減効果を排出量削減へ反映できる仕組みへ変更**

	第 3 計画期間	第 4 計画期間
削減義務率	27% 又は 25%	2030年目標を前提に 50% 又は 48% に設定
電気・熱・都市ガスの排出係数	固定係数 (電気：0.489 t-CO2/千kWh 熱：0.060 t-CO2/GJ)	実排出係数 (事業所に実際に供給されている電気・熱・都市ガスの排出係数)
再エネ利用の拡大	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は 排出量ゼロ	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を 自家消費 した場合に加え、 事業所外から調達した再エネ電気・熱 （オフサイトPPA等）も 排出量ゼロ
	—	再エネ由来証書 によるCO2削減効果を年度排出量に反映

※基準排出量は第三計画期間の値を継続利用し、年度排出量や報告・規制対象とするガスも同様

都内排出量の確実な総量削減に向けた今後の方針

- 都は**2050年ゼロエミッション東京の実現**に向け、**2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフ**を掲げており、**大規模事業所のCO2排出量を削減するC&T制度が重要な役割を果たしてきた。**
- 引き続き**CO2排出量の大きい大規模事業所の排出量を削減**するため、事業所ごとの省エネ、再エネを促進する。
- 事業所ごとの取組評価、排出削減目標設定のため、都の削減義務対象外となる排出量を含め、引き続き**事業所全体の排出量報告（地球温暖化対策計画書の提出）を求める。**
- 都は国制度と連携しつつ、引き続き**対象事業所全体で総量削減を達成していくことを目指す。**

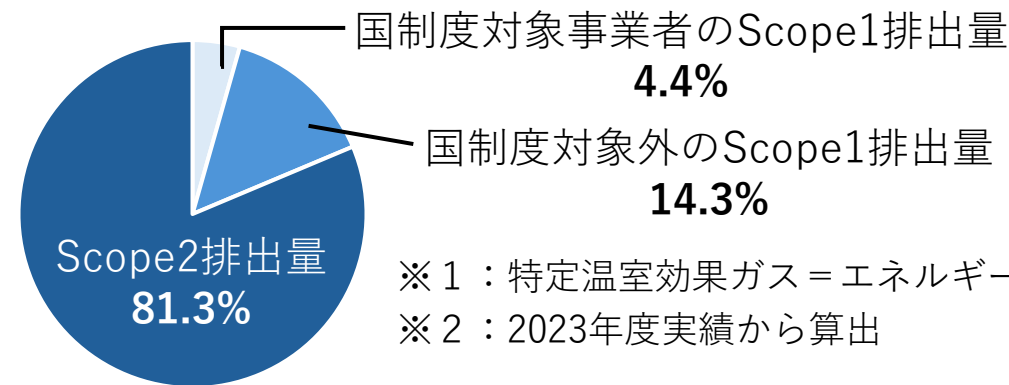
【Scope2排出量を削減義務対象とすることの必要性】

- ・ 業務ビルが集中的に立地する都において、**業務部門の削減が特に重要**
- ・ 事業所における排出総量の削減を進めるためには、**Scope1・2の排出量の削減を総合的に進めることが重要**

【国の削減義務対象とならない事業者のScope1排出量を削減義務対象とすることの必要性】

- ・ **複数事業者が関係する業務ビルでは、個々の事業者の義務履行に留まらず、Scope1も含め事業所全体としての排出削減が重要**
- ・ **国制度との重複は一部事業者に留まるため、今後も都制度により、Scope1を含めた都内排出量削減を促進していくことが必要**

【C&T制度対象事業者の特定温室効果ガス※1の排出割合※2】



2023年度の実績では、国制度の対象とならない事業者のScope1排出量は14%程度であり、2030年カーボンハーフを達成するためには、これらを含めて都内事業所の排出削減を促進する必要がある。

※1：特定温室効果ガス＝エネルギー起源CO₂

※2：2023年度実績から算出

【都制度の第三者検証の考え方】

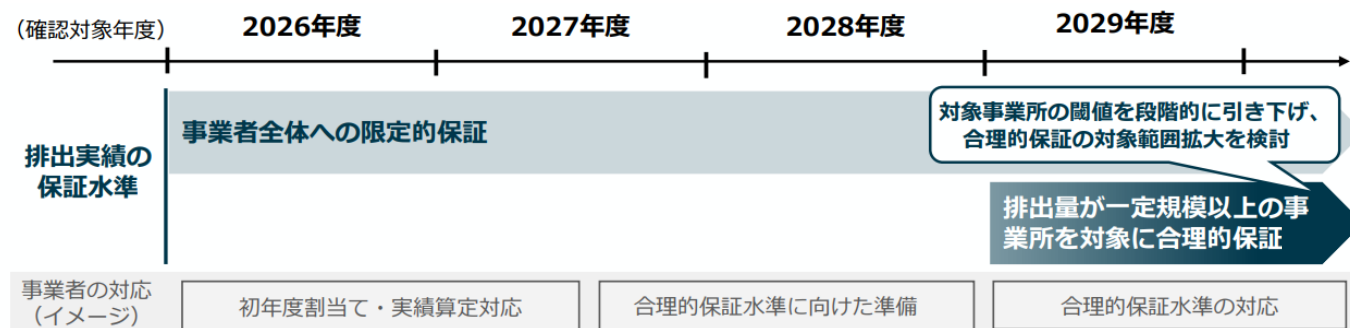
排出量取引制度の適切な運用を図るため、事業者が事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、**算定結果の正確性・信頼性を確保するため**に第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。



除外するScope1は、削減義務の対象外であるとともに、新たに超過削減量が発生しないため、事業者は当該排出量の第三者検証を不要とすることができる。

(参考) 国制度の第三者検証に関して

- ✓ 国制度では、当初3年間は事業者全体の排出実績量に対する限定的保証のみを求めることとした上で、令和11(2029)年度以降、大規模事業所を対象に、段階的に合理的保証を求めることを検討中



参照：第1回排出量取引制度小委員会 資料「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針」(令和7年7月2日)

国制度対象排出量に変更が生じた場合の事業所の排出量の取扱いについて

- 事業所の排出量中、国制度の削減対象であった排出量が対象外となるなど年度により変更が生じる場合は、各年度の状況に応じて基準排出量と年度排出量を調整し、適切な削減義務量を設定する。

【年度により変更が生じる例】 ・ 国制度対象事業者が対象排出量を10万t未満に削減して国制度の対象外になった場合
・ 所有権移転やテナント退去等により、事業所における国制度対象事業者が不在となった場合

年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
事業者（国制度対象・対象外）	制度開始前	国制度対象	国制度対象	国制度対象外	国制度対象外
GX義務対象排出量	制度開始前	除外可	除外可	除外不可	除外不可

【排出上限量の計算方法】

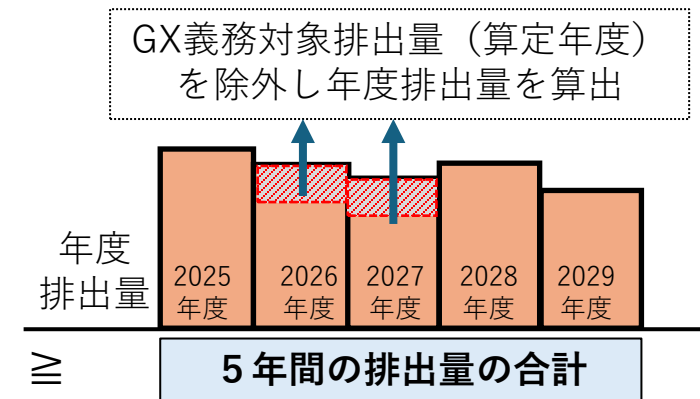
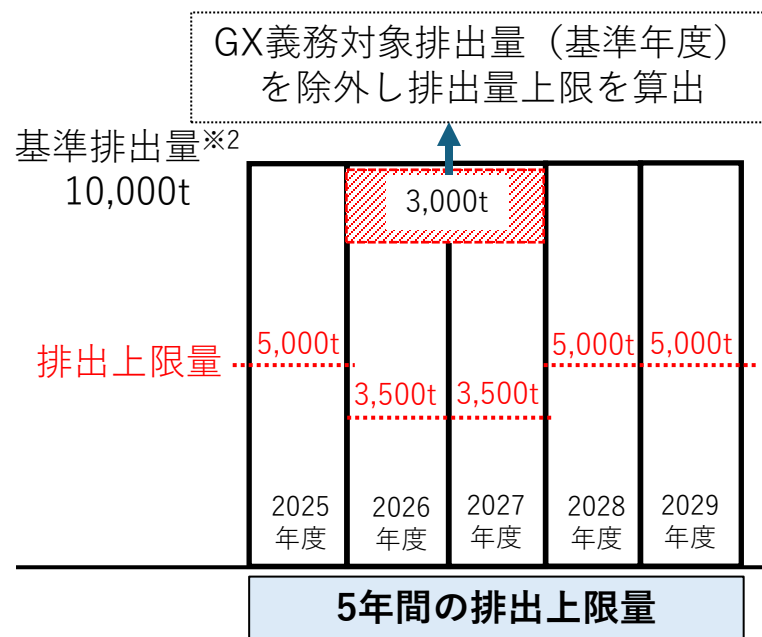
- ・ 基準排出量：10,000t
- ・ GX義務対象排出量※¹（基準年度）：3,000t
- ・ 基準排出量（調整後）：7,000t（2年間）
- ・ 第4計画期間の削減義務率：50%
とした場合

●削減義務量：22,000t

$$= 10,000\text{t} \times 50\% \times 3\text{年間} \\ + (10,000\text{t} - 3,000\text{t}) \times 50\% \times 2\text{年間}$$

●排出上限量：22,000t

$$= (10,000\text{t} \times 3\text{年間} + (10,000\text{t} - 3,000\text{t}) \times 2\text{年間}) \\ - 22,000\text{t}$$

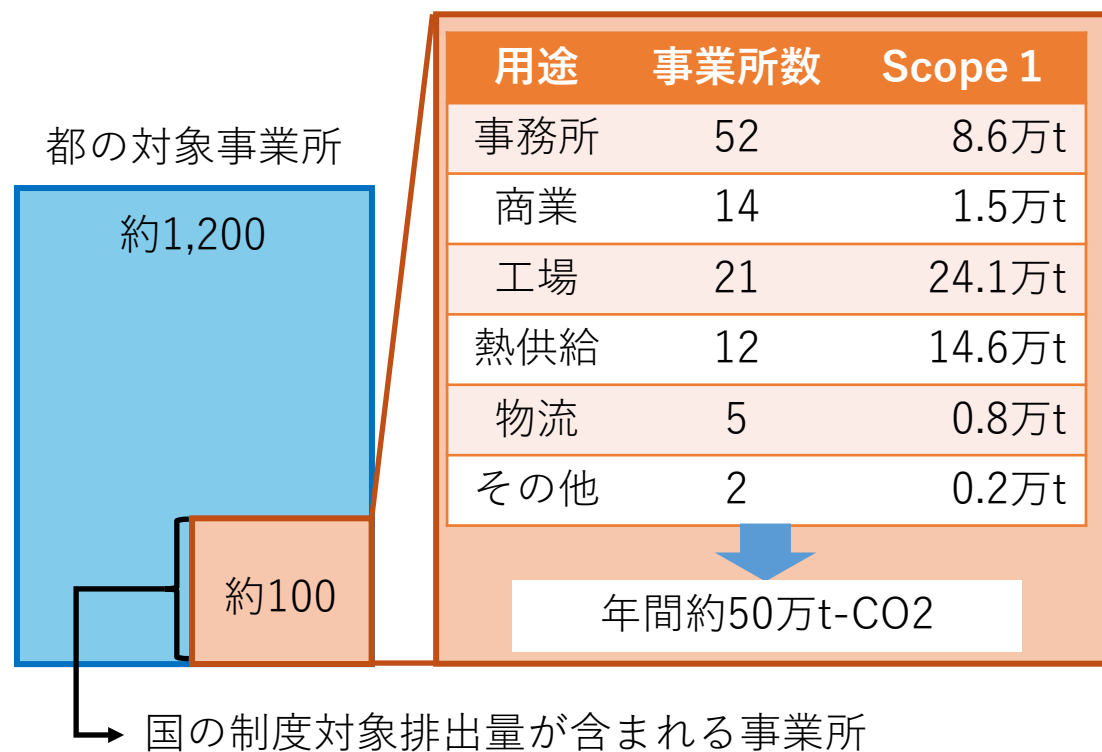


※1 GX義務対象排出量：国によって削減義務が課されている国制度対象事業者のScope1排出量

※2 基準排出量：目標設定のため、事業所の基準排出量は一定

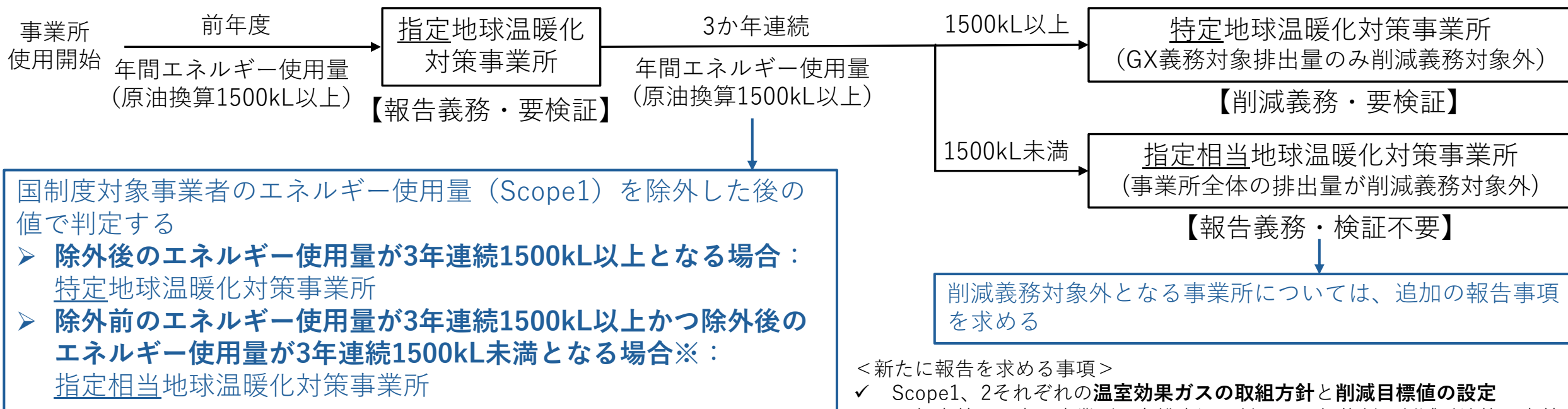
国制度対象排出量の除外による都C&T制度への影響

- 都制度の削減義務からの除外される排出量(Scope1)は**年間約50万t-CO2**(制度全体排出量の約**4.4%**)と想定。※ C&T制度2023年度実績から推計
- 除外される排出量の多くは、用途が工場等である事業所からの排出となる。



- 都と国の役割分担を踏まえ、**都の削減義務の対象となる特定地球温暖化対策事業所の要件**（年間の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上）は**国制度対象事業者のエネルギー使用量（Scope1）を除外した後の値**で判定する。
- 国制度対象事業者のエネルギー使用量（Scope1）を除外することにより削減義務対象外となった事業所に対しては、**毎年度、都に提出する地球温暖化対策計画書に追加報告の様式を定め、Scope1、Scope2それぞれの排出削減に関する取組方針や取組実績等の報告を求め、対策の進捗状況を確認していく。**

【削減義務対象事業所の判定のフロー】



※既に特定地球温暖化対策事業所となっている場合も同様

<新たに報告を求める事項>

- ✓ Scope1、2それぞれの温室効果ガスの取組方針と削減目標値の設定
取組方針の設定：事業所の各排出源に対する取組体制や削減手法等の方針
目標値の設定：事業所のScope1、2それぞれの2030年、2050年の削減目標値
- ✓ 目標値に対する取組状況、増減要因の報告 など

削減義務対象事業所の要件からの除外方法②

	現制度	改定案(国制度対象事業者のエネルギーが含まれる事業所に適用)
新規事業所の場合	➤ 事業所の使用開始後、3年連続1500kLを超えた場合「特定地球温暖化対策事業所」となる 事業所の使用開始 指定地球温暖化対策事業所 特定地球温暖化対策事業所 1500kL 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 ※指定地球温暖化対策事業所の指定に係わる確認書等 報告対象※ 報告対象 報告対象 検証対象 検証対象 検証対象 削減義務対象	➤ 国制度対象事業者のエネルギー使用量(Scope1)除外後の値が3か年連続して1500kL未満となる場合、「指定相当地球温暖化対策事業所」とする 除外 事業所の使用開始 指定地球温暖化対策事業所 指定相当地球温暖化対策事業所 1500kL 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 ※指定地球温暖化対策事業所の指定に係わる確認書等 報告対象※ 報告対象 報告対象 検証対象 検証対象 検証対象外 削減義務対象外
既存の特定事業所の場合	➤ 3年連続1500kL未満など指定取消要件を満たさない場合、引き続き「特定地球温暖化対策事業所」となる 特定地球温暖化対策事業所 1500kL 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 報告対象 削減義務対象 検証対象	➤ 国制度対象事業者のエネルギー使用量(Scope1)除外後の値が3か年連続して1500kL未満となる場合、「指定相当地球温暖化対策事業所」とする 除外 特定地球温暖化対策事業所 指定相当地球温暖化対策事業所 1500kL 2024年度※1 2025年度 2026年度 2027年度 報告対象 報告対象 削減義務対象 ※2 削減義務対象外 検証対象 検証対象外 ※1 国制度開始前(2024,2025年度)に遡って特定地球温暖化対策事業所の要件確認の3か年度に含める(排出量の除外は2026年度以降) ※2 2026年度から義務対象外とできる

- 法対応により、基準排出量及び年度排出量から国制度対象事業者のScope1排出量を除外することにより**年間約50万t-CO2**が都制度の義務対象外となる。
- 上記に加え、削減義務対象事業所の要件からの国制度対象事業者のエネルギー使用量(Scope1)除外により、義務対象外となるScope2排出量は**年間約3.3万t-CO2**、**制度全体の約0.3%**と少なく**都の総量削減への影響は低い**。

【対象外となる事業所及び排出量】※C&T制度2023年度実績から推計

